

射水市建設工事施行に関する工事検査要領

平成18年3月27日

告示第42号

(趣旨)

第1条 この要領は、射水市が発注する建設工事(以下「工事」という。)に係る請負契約の適正な履行を確保するため、完成検査、出来形検査及び中間検査(以下「検査」という。)に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同法施行令(昭和22年政令第16号)、射水市事務決裁規程(平成17年射水市訓令第3号)、射水市会計規則(平成17年射水市規則第27号)、射水市契約規則(平成17年射水市規則第29号)、射水市水道事業処務規程(平成17年射水市企業管理規程第2号)、射水市水道事業決裁規程(平成17年射水市企業管理規程第4号)、射水市水道事業会計規程(平成26年射水市企業管理規程第1号)、契約約款その他法令又はこれに基づく規則に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 課長 事業を所管する課長(射水市行政組織規則(平成17年射水市規則第4号。以下「規則」という。)第5条に規定する課長及び第2条第3項に規定する出先機関の長並びに行政センター長、消防本部の課長、教育委員会事務局の課長、上下水道部の課長及び病院事務局の課長をいう。)をいう。
- (2) 完成検査 次に掲げるものをいう。
 - ア 工事の完成を確認する行為
 - イ 部分引渡しを受ける場合において、引渡しを受ける部分の完成を確認する行為
- (3) 出来形検査 次に掲げるものをいう。
 - ア 部分払を行うための出来形を確認する行為
 - イ 賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適當となったと認めたとときの出来形を確認する行為
 - ウ 天災その他の不可抗力により損害を受けた場合の損害額を確認する行為
 - エ 契約の解除を行った場合の出来形を確認する行為
 - オ 受注者の責めに帰すべき事由により工期限内に工事を完成することができないときの損害額を確認する行為
- (4) 中間検査 次に掲げるものをいう。

- ア 設計図書に指定した箇所及び監督員があらかじめ指示した箇所に係る工事施工途中に行う出来形、品質等を確認する行為
 - イ 部分使用をする箇所に係る工事施工途中に行う出来形、品質等を確認する行為
 - ウ その他課長が、必要があると認める事項を確認する行為
- (5) 検査員 検査を行う職員で次に掲げるものをいう。
- ア 検査監の工事検査員
 - イ 市長が任命した工事検査員
 - ウ 課長が命ずる主査以上の職員(当該工事の監督員以外の者に限る。)
- (6) 工事監察 工事の適正な施工を図るため、工事施工途中における工程管理、品質管理、安全管理、下請状況等に係る監督員及び受注者に対する指導等をいう。
- (7) 監察員 工事監察を行う職員で次に掲げるものをいう。
- ア 検査監の工事検査員
 - イ 市長が任命した工事検査員
 - ウ 課長が命ずる主査以上の職員(当該工事の監督員以外の者に限る。)

(検査の実施区分)

第3条 検査は、検査の種類ごとに、検査対象工事を別表1のとおり区分して行うものとする。

- 2 検査監は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず検査監の工事検査員に検査を行わせることができるものとする。
- 3 前項の検査は、あらかじめ課長に通知して行うものとする。

(検査の命令)

第4条 検査監は、検査依頼書(様式第1号)により検査の依頼があったときは、別表1に定める区分に従い、検査伺(様式第2号)により検査を命ずるものとする。ただし、やむを得ない事由又は特に必要がある場合は、この限りでない。

- 2 完成検査は、小規模な工事を除き、原則として当該工事の中間検査及び出来形検査を行った検査員以外の検査員に命ずるものとする。
- 3 課長は、別表1に定める区分に従い、検査を命ずるものとする。ただし、やむを得ない事由又は特に必要がある場合は、検査依頼書により検査監に検査を依頼することができる。

(検査業務の委託)

第5条 検査監又は課長(以下「検査命令者」と総称する。)は、検査について特に専門的な知識又は特殊な技能を必要とすることその他の理由により検査員によって検査を行うこ

とが困難であり、又は適当でないと認められるときは、市職員以外の者(以下「委託検査員」という。)に検査を委託することができる。

2 検査命令者は、前項の規定により委託検査員に検査を行わせるときは、必要に応じて検査員を立ち合わせることができる。

3 検査命令者は、第1項の規定により委託検査員に検査を行かせたときは、その結果について第9条の規定の例により報告書を作成させ、委託検査員に提出させなければならない。

(検査の命令の時期)

第6条 検査を命ずる時期は、次に定めるとおりとする。

(1) 完成検査

ア 工事完成届の提出があったとき。

イ 部分引渡しを受ける場合において、指定部分の工事完成届の提出があったとき。

(2) 出来形検査

ア 部分払金申請書の提出があったとき。

イ 賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときにおいて、請負代金額の変更の申請があったとき若しくは課長が必要があると認めるとき。

ウ 天災その他の不可抗力により損害を受けた場合において、受注者から課長にその事実の通知があったとき。

エ 契約を解除したとき。

オ 受注者の責めに帰すべき理由により工期限内に工事を完成することができないときにおいて、受注者に対して損害金の支払を請求するとき。

(3) 中間検査

ア 受注者から工事中間検査申出書(様式第3号)の提出があったとき。

イ 部分使用をすることについて、受注者の同意を得たとき。

ウ その他、課長が必要があると認めるとき。

(検査の技術基準)

第7条 検査員が検査を行うに当たって必要な技術基準は、富山県が定める工事検査技術基準に準ずるほかその他検査に必要な法令及び基準によるものとする。

(検査の立会い)

第8条 検査は、監督員、受注者又は現場代理人及び主任技術者の立会いの下に行うものとする。ただし、第2条第3号エ及びオに規定する出来形検査を行う場合において、当該工

事の前払金を支払っているときは、保証事業会社その他必要な者の立会いを求めるものとする。

(検査の復命等)

第9条 検査員は、中間検査復命書(様式第4号)、出来形検査復命書(様式第5号)、完成検査復命書(様式第6号)に検査内訳書(様式第7号)、検査状況の写真等を添付し、検査命令者及び別表2に定める専決権者に速やかに復命するものとする。

2 検査員は、中間検査結果通知書(様式第8号)、出来形検査結果通知書(様式第9号)又は完成検査結果通知書(様式第10号)(以下「検査結果通知書」という。)により検査の結果を受注者に通知するものとする。なお、検査員は、課長に検査結果通知書の写しを送付するものとする。

(工事の修補)

第10条 検査員は、検査において、修補の必要があると認める工事については、検査命令者と協議し、修補の程度に応じて必要な処置を行うものとする。

2 課長は、検査員から検査不合格の復命を受けたときは、受注者に工事修補請求書(様式第11号)を送付し、修補工事工法協議書(様式第12号)を提出させるものとする。

3 課長は、修補工事工法協議書の内容を検討し、修補工事工法が適当であると認めたときは、修補工事工法承認通知書(様式第13号)を受注者に送付するものとする。

4 検査命令者は、修補工事完了届(様式第14号)が提出されたときは、原則として当該工事の完成検査を行った検査員に修補工事に係る検査(以下「完了検査」という。)を行うよう命ずるものとする。

5 工事の修補が軽微な場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、検査員は、工事修補指示書(様式第15号)により受注者に修補を指示し、工事修補承諾書(様式第16号)を提出させるものとする。ただし、速やかに修補できるものについては、口頭によることができる。

6 検査員が、前項の指示をしたときは、課長に工事修補指示書の写しを送付するものとする。

7 第5項の指示を行った検査員は、受注者から修補工事完了届の提出があつたときは、速やかに再検査を行わなければならない。ただし、口頭で指示した修補については、修補事項が完了したときは、監督員の報告をもって再検査を省略することができる。

8 完了検査又は再検査は、修補工事完了届が提出された日から14日以内に行うものとし、この場合、第7条から第9条までの規定を準用するものとする。ただし、完了検査の復命は完了検査復命書(様式第17号)により、検査結果の通知は完了検査結果通知書(様式第18

号)により行う。

(工事成績の評定)

第11条 検査員は、完成検査を実施したときは、射水市建設工事施行に関する工事成績評定要領(平成18年射水市告示第44号)により、工事成績を評定するものとする。

2 検査員は、第9条第2項の検査結果通知書の送付に併せて、工事成績通知を受注者に送付する。なお、検査員は、工事を監督する課長にその写しを送付するものとする。

(工事監察)

第12条 工事監察は、検査監又は課長(以下「工事監察命令者」と総称する。)が必要と認められた工事について行うものとする。

2 工事監察命令者は、工事監察命令書(様式第19号)によりその所属する監察員に工事監察を命ずるものとする。

3 監察員は、監督員及び受注者に対して、次に掲げる項目について指示、指導等を行うとともに、工事の施工状況を評価するものとする。

(1) 工程管理

(2) 出来形管理

(3) 品質管理

(4) 環境対策

(5) 安全管理

(6) 下請状況

(7) その他技術管理上必要な事項

4 工事監察は、監督員、受注者又は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の立会いのもとに行うものとする。

5 監察員は工事監察の結果を工事監察復命書(様式第20号)により、速やかに工事監察命令者に復命するものとする。

6 工事監察命令者は、工事監察結果通知書(様式第21号)により工事監察の結果を受注者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。